

津山市発注工事における現場代理人及び監理技術者等取扱い要領

1 趣旨

この要領は、津山市が発注する建設工事における現場代理人及び監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をいう。以下同じ。）の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び監理技術者等の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

2 現場代理人

(1) 資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（津山市入札参加資格申請書の技術者名簿に記載のない者を配置する場合は、健康保険被保険者証及び雇用保険受給者資格証の写しで確認を行う。）
- ②建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- ③他の工事において、法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は監理技術者補佐として選任されていないこと。

(2) 工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要しないものとする。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書若しくは工事打合簿等の書面により明確になっていること。

なお、この場合においても、受注者は、監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

【常駐を要しない期間】

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 2 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 兼務の取扱い

津山市が発注する建設工事において、受注者は、現場代理人を工事施工中現場に

常駐させ、工事現場の管理運営及び工事に関するすべての事項を処理するものとする。ただし、同一工事において、現場代理人が監理技術者等の資格を有している場合は、監理技術者等として兼務させることができる。

また、次のいずれかの要件に該当する場合には、複数の工事において現場代理人の兼務を認めるものとする。この場合、受注者は、発注者に現場代理人兼務届(別紙)を提出すること。なお、【兼務の要件】2の場合において、主任技術者は他の工事の現場代理人を兼務できない。

【兼務の要件】

- 1 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場が同一の場所又は隣接した場所において同一の建設業者が施工する場合で、発注者が認めるもの場合。なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。
- 2 次の全ての要件を満たす場合
 - (1) 兼務する工事(津山市水道局、国及び県が発注する工事を含む。)の件数が3件以内であること。なお、上記1に該当する工事は、複数件であってもこれを1件とする。
 - (2) 兼務する工事の当初請負金額(建築一式工事については当初請負金額の2分の1の額)の合計が3,500万円未満であること。
 - (3) それぞれの工事現場が津山市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 - (4) 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

(4) 災害復旧工事における兼務の取扱い(特例措置)

災害復旧工事における特例措置として、兼務する工事に1件でも災害復旧工事が含まれる場合においては、2(3)の規定にかかわらず、次の全ての要件に該当する場合には、複数の工事において現場代理人の兼務を認めるものとする。この場合においても、受注者は、発注者に現場代理人兼務届(別紙)を提出すること。

【兼務の要件(特例措置)】

- 1 兼務する工事(津山市水道局、国及び県が発注する工事を含む。)の件数が3件以内であること。ただし、災害復旧工事の件数は制限しない。なお、2(3)の【兼務の要件】1に該当する工事は、複数件であってもこれを1件とする。
- 2 兼務する工事の当初請負金額(建築一式工事にあっても、当初請負金額とする。)の合計が1億5,000万円未満であること。
- 3 それぞれの工事現場が津山市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- 4 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

(5) 災害復旧工事における現場代理人と主任技術者の兼務の取扱い（特例措置）

災害復旧工事における特例措置として、2（4）の要件を全て満たす建設工事について、2（1）③の規定にかかわらず、これら複数の工事において、主任技術者と現場代理人を兼務させることができる。

3 監理技術者等

(1) 資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（津山市入札参加資格申請書の技術者名簿に記載のない者を配置する場合は、健康保険被保険者証及び雇用保険受給者資格証の写しで、各々の入札方式によって行われる開札日以前に3ヶ月以上の雇用があることの確認を行う。）
- ②主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、一定の国家資格や実務経験を有していること。また、指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者又は特例監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格又は法第15条第2号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）であること。
- ③監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次試験に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- ④他の工事に配置している監理技術者等又は現場代理人を一般競争入札等の入札参加資格申請時に配置予定技術者とする場合は、開札日において配置可能な技術者とする。配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が入札開札日前日までに完成（竣工検査を終了していること。）していることとする。

(2) 工事現場に配置する技術者

①主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置しなければならない。

②監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる工事は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に

代えて、所定の資格を有する監理技術者を工事現場に適正に配置しなければならない。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならない。

(3) 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事費を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければならない。

(4) 専任の監理技術者等が必要な工事

入札公告及び特記仕様書で示される場合又は公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。（特例監理技術者を配置する場合を除く。）

なお、特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置しなければならない。

(5) 工事現場へ専任を要しない期間の取扱い

監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しないものとする。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書若しくは工事打合簿等の書面により明確になっていること。

なお、この場合においても、受注者は、監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

【専任を要しない期間】

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 2 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(6) 兼務の取扱い

①主任技術者

専任の主任技術者について、他の工事現場との兼務は認めない。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場が同一の場所又は隣接した場所において同一の建設業者が施工する場合で、発注者が認めるものについては、兼務することができるものとする。なお、この場合において、同一の主任技術者が兼務することができる工事の件数は、2件以内とする。

②監理技術者

専任の監理技術者について、大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼務することは認めない。ただし、次のいずれかの要件に該当する場合には、兼務を認めるものとする。

なお、【兼務の要件】2に該当する場合は、受注者は、発注者に特例監理技術者兼務届（監理技術者補佐設置届）（別紙）を提出すること。

【兼務の要件】

- 1 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で、かつ、それぞれの対象となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限る。）で、発注者が認めるもの場合。なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。
- 2 法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける特例監理技術者について、次の全ての要件を満たす場合
 - (1) 監理技術者補佐として政令で定める者を兼務するそれぞれの工事現場に専任で配置すること。
 - (2) 兼務する工事（津山市（津山市水道局を含む）発注の工事に限る。）の件数が2件以内であること。
 - (3) 兼務するそれぞれの工事の予定価格（税抜）が1億円未満であること。
 - (4) それぞれの工事現場が津山市内にあり、かつ、特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常時連絡可能な体制を確保し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(7) 監理技術者等の途中交代

配置技術者の変更は、原則として認めないが、例外として、受注者からの協議により、真にやむを得ない場合（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等）については、変更を認めるものとする。

ただし、総合評価落札方式により契約した案件において、契約後、上記理由により配置技術者を変更する場合であって、同等以上の技術者を配置できなければ、次回格付時に主観点を1契約案件ごとに5点減点する。また、共同企業体受注の場合は、構成員すべてを減点の対象とする。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

4 営業所の専任技術者

(1) 兼務の取扱い

営業所の専任技術者は請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務であり、営業所に常勤し専らその職務に従事することとされており、現場代理人及び監理技術者等として配置することはできない。

ただし、特例として次の全ての要件に該当する場合には、複数の工事において専任を要しない工事の主任技術者として兼務を認めるものとする。この場合、受注者は、発注者に営業所専任技術者配置届(別紙)を提出すること。

【兼務の要件】

- 1 兼務する工事（津山市（津山市水道局を含む）発注の工事に限る。）の件数が3件以内であること。
- 2 兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満であること。
- 3 当該営業所において請負契約が締結された建設工事で、それぞれの工事現場が津山市内にあり、かつ、当該営業所と常時連絡可能な体制にあること。
- 4 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。